

衆議院総務委員会ニュース

平成20.12.11 第170回国会第7号

12月11日、第7回の委員会が開かれました。

- 1 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）
- ・鳩山総務大臣、谷本内閣府副大臣、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・両案について採決を行った結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民、国民）
 - ・に対し森山裕君外3名（自民、民主、公明、社民）から提出された附帯決議案について、森山裕君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民、国民）
 - ・に対し森山裕君外4名（自民、民主、公明、共産、社民）から提出された附帯決議案について、黄川田徹君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民、国民）

（質疑者及び主な質疑内容）

土屋正忠君（自民）

- ・公務における労働協約締結権の付与について人事院はどのように考えるか。また、公務員に協約締結権を付与した場合に全国へ与える影響について、大臣はどのように考えるか。
- ・民間において子会社等への出向が行われていることや公務員として培った専門性の活用などを踏まえ、天下りについて議論する上で、公務員の第二の人生について大臣はどのように考えるか。

伊藤 渉君（公明）

- ・勤務時間を短縮するに当たっては、業務内容の見直しを行わなければ、残業が増え、更にはサービス残業の増加につながるおそれがあるという指摘に対して人事院はどのように考えるか。
- ・退職手当法の改正について、民間における不当利得返還請求の時効10年と今回の法改正による退職後の返納命令可能期間5年を比較した場合、公務の方が緩いと思われるが、大臣はどのように考えるか。

福田昭夫君（民主）

- ・新たな人事評価制度の導入に当たって、全体評価だけでなく個別項目の評価も開示することや、苦情処理制度の整備の必要性について大臣はどのように考えるか。

- ・非常勤職員に対する給与についての指針（平成20年8月26日付人事院事務総長通知）に沿った各府省における非常勤職員の時間単価等の改定作業の進捗状況について人事院は把握しているのか。
- ・平成20年11月14日の人事院勧告の取扱いに関する閣議決定（以下「勧告取扱い閣議決定」という。）において、「人事院に対し、来年の勧告時に地域別官民給与の実態を公表し、その状況も踏まえつつ、俸給表水準について必要な見直しを検討するよう要請する」としていることは、第三者機関である人事院に対する政府からの圧力と考えるが、人事院総裁はどのように考えるか。
- ・国家公務員の退職手当の性格について大臣はどのように考えるか。

森本哲生君（民主）

- ・勧告取扱い閣議決定及び法案提出時期の遅れが地方公共団体の事務処理に及ぼす影響について大臣はどのように認識しているか。
- ・勧告取扱い閣議決定時の総務大臣談話における「地方における民間給与水準への準拠を徹底する」旨の発言は、既に地方公務員法第24条により制度化されている事項の一部についてのみ言及するものであり、不適切であるので改めるべきではないか。
- ・同一労働・同一賃金の原則を非常勤職員の給与決定に反映することについて人事院はどのように考えるか。

塩川 鉄也君（共産）

- ・医師等の初任給調整手当の引上げ水準については、独立行政法人国立病院機構に勤務する医師の給与水準との均衡を踏まえたものとされているが、民間準拠の原則からみて不十分との指摘がある。これに対して、人事院はどのように考えるか。
- ・公立病院に勤務する医師の給与水準の現状をどのように把握しているのか。さらに、公立病院の医師の給与水準に係る地域間格差はあるのか。
- ・「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会報告書」において言及されている勤務医の人件費に係る新たな国庫補助制度はどのような内容となっているか。また、公立病院の医師は対象となるのか。

重野 安正君（社民）

- ・本府省業務調整手当は、職務給の原則を定めた国家公務員法第62条の趣旨に抵触するのではないか。また、同手当によって、本府省の人材確保ができるのか。
- ・非常勤職員の人数や職務内容、恒常的職務従事者等について、総務省として勤務実態に関する綿密な調査を実施し、社会全体の雇用情勢を踏まえた対処が必要だと思うが、大臣はどのように考えるか。
- ・懲戒免職等処分相当行為の認定を受けたことによる退職手当の返納処分に関し、本人死亡による遺族及び受給者の相続人が対象となる場合、非違行為を行った本人ではないので、本人以上に返納額等について配慮を行うべきだと思うが、そのような配慮はあるのか。